

有機農産物の日本農林規格で使用が認められる農薬等

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準、有害動植物の防除に関するもの

除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤(除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてビベロニルプトキサイドを含まないものに限ること。)

なたね油乳剤

マシン油エアゾルマシン油乳剤

デンプン水和剤

脂肪酸グリセリド乳剤

メタアルデヒド粒剤(捕虫器に使用する場合に限ること。)

硫黄くん煙剤

硫黄粉剤

硫黄・銅水和剤

水和硫黄剤

石灰硫黄合剤

シイタケ菌糸体抽出物液剤

炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹炭酸水素ナトリウム・銅水和剤

銅水和剤

銅粉剤

硫酸銅(ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。)

生石灰(ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。)

天敵等生物農薬

性フェロモン剤(農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。)

クロレラ抽出物液剤

混合生薬抽出物液剤

ワックス水和剤

展着剤(カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。)

二酸化炭素くん蒸剤(保管施設で使用する場合に限ること。)

ケイソウ土粉剤(保管施設で使用する場合に限ること。)

食酢

磷酸第二鉄粒剤

炭酸水素カリウム水溶剤

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準、

収穫、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理(いわゆるポストハーベスト)の農産物の品質の保持改善目的として使用できる資材

炭酸カルシウム

水酸化カルシウム

二酸化炭素

窒素

エタノール

カゼイン

ゼラチン

活性炭

タルク

ベントナイト

カオリン